

## SBI新生コーポレートコネクト取引規定 新旧対照表

改正前 (2026年5月31日まで)	改正後 (2026年6月1日以降)
<p><b>第1条 (本サービスの利用申込)</b> (1) ~ (3) 略 (4) 当行は、本サービスの利用の申込を承諾する場合は、当行所定の手続をとるものとし、当該手続の完了をもって本サービスの利用契約の効力が発生するものとします。本サービスの利用契約の効力が発生した場合には、当行は、管理者届出電子メールアドレス宛にログイン ID およびログインパスワードの設定要求にかかる通知を送信するものとします。なお、当行は、契約者が当行所定の基準を満たさない場合には、本サービスの利用の申込を謝絶することができるものとし、この場合において謝絶の理由について一切開示しないものとします。また、当行に対して口座開設がなされていない法人のお客さまは、当行所定の手続により当行において口座を開設された時点をもって本サービスの利用の申込の効力が生じるものとします。</p>	<p><b>第1条 (本サービスの利用申込)</b> (1) ~ (3) 略 (4) 当行は、本サービスの利用の申込を承諾する場合は、当行所定の手続をとるものとし、当該手続の完了をもって本サービスの利用契約の効力が発生するものとします。本サービスの利用契約の効力が発生した場合には、当行は、管理者届出電子メールアドレス宛にログインIDおよびログインパスワードの設定要求にかかる通知を送信するものとします。なお、当行は、契約者が当行所定の基準を満たさない場合には、本サービスの利用の申込を謝絶することができるものとし、この場合において謝絶の理由について一切開示しないものとします。また、当行に対して口座開設がなされていない法人のお客さまは、当行所定の手続により当行において口座を開設された時点をもって本サービスの利用の申込の効力が生じるものとします。ただし、契約者が本サービスの利用の申込を行った時点で当行との間で預金取引以外の取引を行っている場合には、その時点で当行において口座開設がなされていないとまでであっても、当行が本サービスの利用の申込を承諾し、当行所定の手続が完了したことをもって本サービスの利用契約の効力が発生するものとします。</p>
<p><b>第3条 (管理者、担当者)</b> (1) ~ (3) 略 (4) 契約者は、管理者を通じて、または当行に対して所定の届出を行うことにより、管理者および担当者（本規定において、これらを個別にまたは総称して「管理者等」といいます）をあわせて合計3名まで設定することができます。なお、全ての管理者等は届出電子メールアドレスの登録が必要であり、当該届出電子メールアドレスは、第1条第3項に規定する要件を充足するものであることを要するものとします。当行は、第1条第4項と同様、新たに設定された管理者等の届出電子メールアドレス宛に当該管理者等にかかるログインID およびログインパスワードの設定要求にかかる通知を送信するものとします。 (5) ~ (6) 略</p>	<p><b>第3条 (管理者、担当者)</b> (1) ~ (3) 略 (4) 契約者は、管理者を通じて、または当行に対して所定の届出を行うことにより、管理者および担当者（本規定において、これらを個別にまたは総称して「管理者等」といいます）を当行所定人数まで設定することができます。なお、全ての管理者等は届出電子メールアドレスの登録が必要であり、当該届出電子メールアドレスは、第1条第3項に規定する要件を充足するものであることを要するものとします。当行は、第1条第4項と同様、新たに設定された管理者等の届出電子メールアドレス宛に当該管理者等にかかるログインIDおよびログインパスワードの設定要求にかかる通知を送信するものとします。 (5) ~ (6) 略</p>
<p><b>第4条 (認証方式)</b> 本サービスを利用する際の認証方法は、次の (イ) および (ロ) の双方によるものとします。 (イ) ログイン ID およびログインパスワードによる認証 ログイン ID およびログインパスワードにより管理者等本人であることを認証する方法 (ロ) 認証アプリケーションによる認証 管理者等のログイン ID およびログインパスワードと紐づけられた認証アプリケーション (Salesforce Authenticator その他当行が指定するアプリケーションを利用するものとします) がインストールされた端末（第2条第1項所定の環境を備えたものとします）に表示される要求通知に対し、認証アプリケーション所定の承認操作を行うことにより管理者等本人であることを認証する方法</p>	<p><b>第4条 (認証方式)</b> 本サービスを利用する際の認証方法は、次の (イ) および (ロ) の双方を実施する方法、または (イ) および (ハ) の双方を実施する方法のいずれかの方法によるものとします。 (イ) ログインIDおよびログインパスワードによる認証 ログインIDおよびログインパスワードにより管理者等本人であることを認証する方法 (ロ) 認証アプリケーションによる認証 管理者等のログインIDおよびログインパスワードと紐づけられた認証アプリケーション (Salesforce Authenticatorその他当行が指定するアプリケーションを利用するものとします) がインストールされた端末（第2条第1項所定の環境を備えたものとします）に表示される要求通知に対し、認証アプリケーション所定の承認操作を行うことにより管理者等本人であることを認証する方法 (ハ) 電子メールで送信された認証コードによる認証 ログインする管理者等本人の届出電子メールアドレス宛に送信された認証コードを、当行所定の有効期限内に画面入力することにより管理者等本人であることを認証する方法</p>
<p><b>第5条 (本人確認)</b> (1) 当行は、本サービスに関して受信した管理者等のログイン ID、ログインパスワードおよび認証アプリケーション（以下、総称して「認証用データ」といいます）と当行に登録してあるそれらに対応するデータとが、各々一致したことを確認した場合は、契約者から本サービスを通じた取引を行うために必要な権限を付与された管理者等本人による操作とみなし、本サービスの取り扱いをします。 (2) 略 (3) 契約者および管理者等は、認証用データを他者（他の管理者等を含む）に知られないように厳重に管理するものとし、当行は、それらの管理に責任を負わないものとします。管理者等のログインパスワードが盗用・漏洩等された疑いがあるときは、契約者は、管理者をして、本サービス画面にて直ちにログインパスワードの変更を行わせるものとします。 (4) ~ (6) 略</p>	<p><b>第5条 (本人確認)</b> (1) 当行は、本サービスに関して受信した管理者等のログインID、ログインパスワードおよび認証アプリケーションまたは認証コード（以下、総称して「認証用データ」といいます）と当行に登録してあるそれらに対応するデータとが、各々一致したことを確認した場合は、契約者から本サービスを通じた取引を行うために必要な権限を付与された管理者等本人による操作とみなし、本サービスの取り扱いをします。 (2) 略 (3) 契約者および管理者等は、認証用データを他者（他の管理者等を含みます）に知られないように厳重に管理するものとし、当行は、それらの管理に責任を負わないものとします。管理者等のログインパスワードが盗用・漏洩等された疑いがあるときは、契約者は、管理者をして、本サービス画面にて直ちにログインパスワードの変更を行わせるものとします。 (4) ~ (6) 略</p>
<p><b>第6条 (本サービスの機能)</b> 本サービスにおいて利用可能な機能は、次の (イ) ないし (ニ) に記載されたとおりとし、これらに関する契約者からの申込、各種届出、依頼、通知等に対して、当行は本サービスを通して対応するものとします。ただし、当行は (イ) ないし (ニ) に記載された各機能のうち一部の手続については、契約者に対して書面での対応を求めることができるものとします。また、当行は、法人デジタル化施策の一環として、今後、本サービスの内容および機能を追加、変更または削除することがあります。 (イ) ~ (ロ) 略 (ハ) 帳票閲覧 (機能概要) ・契約者が本サービス画面を通じて、当行から電磁的方法により交付される予定の、または、すでに電磁的方法により交付された当行所定の帳票（以下、「対象帳票」といいます）を照会できる機能です。なお、本機能の内容は、契約者に事前に通知することなく変更される場合があります。また、電磁的方法による交付を以下「電子交付」といいます。 ・本機能には、契約者からの依頼に基づいて対象帳票を電子交付する機能を含みます。 (ご留意事項) ・電子交付が可能な対象帳票を追加する場合または対象帳票の全部もしくは一部について電子交付を終了する場合には、本規定に定める方法により契約者に告知するものとします。また、金融商品取引法等各種法令規則により電子交付を行うために契約者から事前の承諾を得る必要がある場合には、その手続に従うものとします。 以下省略</p>	<p><b>第6条 (本サービスの機能)</b> 本サービスにおいて利用可能な機能は、次の (イ) ないし (ニ) に記載されたとおりとし、これらに関する契約者からの申込、各種届出、依頼、通知等に対して、当行は本サービスを通して対応するものとします。ただし、当行は (イ) ないし (ニ) に記載された各機能のうち一部の手続については、契約者に対して書面での対応を求めることができるものとします。また、当行は、法人デジタル化施策の一環として、今後、本サービスの内容および機能を追加、変更または削除することがあります。 (イ) ~ (ロ) 略 (ハ) 帳票閲覧 (機能概要) ・契約者が本サービス画面を通じて、当行から電磁的方法により交付される予定の、または、すでに電磁的方法により交付された当行所定の帳票（以下、「対象帳票」といいます）を照会できる機能です。なお、本機能の内容は、契約者に事前に通知することなく変更される場合があります。また、電磁的方法による交付を以下「電子交付」といいます。 ・本機能には、契約者からの依頼に基づいて対象帳票を電子交付する機能を含みます。 ・本機能には、契約者からの個別の依頼に基づかず、自動的かつ定期的に、対象帳票を電子交付する機能（以下、「帳票自動配信機能」といいます）を含みます。 ・帳票自動配信機能において、管理者は、担当者ごとに、各対象帳票にかかる閲覧権限を設定するものとします。閲覧権限は、対象帳票ごとに設定することができますが、預金口座ごとの設定はできないものとします。 (ご留意事項) ・電子交付が可能な対象帳票を追加する場合または対象帳票の全部もしくは一部について電子交付を終了する場合には、本規定に定める方法により契約者に告知するものとします。また、金融商品取引法等各種法令規則により電子交付を行うために契約者から事前の承諾を得る必要がある場合には、その手続に従うものとします。 ・帳票自動配信機能は、2026年6月交付分（同年5月末基準作成分）以降の対象帳票についてのみ行われるものとし、その提供方法は電子交付に限られます（紙媒体による交付は行わないものとします）。 以下省略</p>

※下線部が修正箇所